

## 令和8年度 第1回 尼崎市いじめ問題対策審議会 議事要旨

### ・開催日時

令和8年5月15日（金）

### ・開催場所

教育・障害福祉センター3F 教育委員会室

### ・出席者

審議会委員7人、学校教育部長、いじめ防止生徒指導担当課長・事務局職員4人

### ・会議の趣旨

本審議会は、過去の重大事案を踏まえた再発防止策の進捗確認を行うとともに、令和8年度における取組計画について共有し、委員から意見を聴取することを目的として開催した。今年度は、学校内だけでなく、地域クラブ活動やSNS等を含む「学校外で発生するいじめ事案への対応」が重要なテーマとして位置づけられ、認知・情報共有・支援体制のあり方について重点的な議論が行われた。

---

### ・議事概要

#### (1) 事務局体制及び教育・福祉施策について

事務局より、新年度の担当体制について説明があり、5名体制で審議会運営及び再発防止策の推進に取り組むことが報告された。

続いて学校教育部長から、本市における新たな教育施策について説明が行われた。令和8年4月には、不登校児童生徒への支援拡充を目的として、学びの多様化学校（不登校特例校）である尼崎琴葉中学校が開校し、中学1年生の36名が在籍していることが報告された。また、同じく4月に「ひと咲きプラザ」内へ児童相談所を開設し、教育分野と福祉分野が連携しながら、子ども支援を強化していく方針が示された。

---

#### (2) 教職員のいじめ対応力向上について

事務局より、教職員のいじめ認知感度を高め、未然防止及び早期発見につなげるための取組について説明があった。

令和7年度1,000人あたりのいじめ認知件数（暫定値）は、小学校265.5件、中学校89.7件、高等学校20.7件であり、高校については増加傾向にあることが報告された。市教育委員会としては、いじめを積極的に認知し、早期対応につなげる方針を継続している。

年度当初には令和2年度および令和3年度の教育長通知を各校へ周知し、生徒指導ハンドブックにも通知内容を掲載することで、未然防止及び早期発見の重要性を再確認した。また、校長会や生徒指導研究協議会においても継続的な指導を行うことが説明された。

さらに、教職員研修について、

- 若手教員研修
- 中堅教諭研修
- 管理職研修
- 初任者研修

などを実施する予定であり、大阪教育大学の講師による「ポジティブ行動支援」や「対話に寄り添う教育」をテーマとした研修も予定されていることが共有された。

加えて、6月から8月にかけて、市内62校において全教職員を対象とした校内研修を実施し、アンケート点検やいじめ対応の確認を行うことが説明された。

---

### (3) 児童生徒向け予防教育について

児童生徒への予防教育として、脱いじめ傍観者授業「STANDBY」を5月～7月にかけて市立中学校及び高等学校で実施することが報告された。

令和7年度には、中学生810件、高校1年生76件の相談が寄せられており、詳細な分析を今後の指導や研修へ反映していく予定であることが説明された。

また、情報モラル教育については、情報モラル向上支援員による出前授業を6月から翌年2月まで各校で実施する予定であり、スマートフォン利用に関するルールづくりや、SNSトラブル防止に向けた取組「スマホサミット」を推進することが共有された。

見守りフィルターを活用した支援についても説明があり、自殺関連の検索語句が確認された場合には、学校が早期に把握し、支援につなげる体制を強化していく方針が示された。今年度からは、URLだけでなく検索単語そのものも学校へ情報提供される仕組みとなり、より迅速な対応が期待される。

あわせて、自殺予防プログラムや、専門家とのオンラインケース会議を実施するなど、命に関わる重大事態の未然防止にも取り組むことが説明された。

---

### (4) 学校における早期発見・対応強化について

市内統一アンケートについては、全校で設定・実施・回収を行い、認知漏れの防止を徹底することが確認された。学校訪問を通じてアンケート管理状況や認知後の対応状況を確認し、必要に応じて是正指導を行う方針も共有された。

また、いじめ認知後の市教育委員会への即時報告を徹底し、月例会議でまとめて報告することによるタイムラグを改善する必要性が示された。

さらに、各校いじめ防止対策委員会の機能強化や、欠席日数等を活用した重大事態の兆候把握についても継続して実施することが確認された。

---

### (5) 学校外におけるいじめ事案への対応について

審議委員からは、部活動の地域移行が進む中で、地域クラブ活動や塾、放課後デイサービス等、学校外で発生するいじめ事案への対応体制整備が重要であるとの意見が出された。

特に、

- 複数校にまたがる事案
- 指導者への周知不足
- 情報共有の仕組み
- 認知主体の整理

などが課題として挙げられた。

事務局からは、法律上、学校内外を問わずいじめは認知対象となること、基本的には被害児童生徒の所属校が認知主体となることについて説明が行われた。

また、統一アンケートに「地域クラブ等学校外活動」に関する設問を追加する方向で検討を進めることが共有された。

---

#### (6) 危機管理及び専門家体制について

文部科学省による「児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の指針」の改定を踏まえ、本市の「命に関わる重大事態の手引き」を見直す方針が確認された。

また、専門家派遣事業については、新たな専門家を加えた 11 名体制で運用を行うこと、スクールロイヤーによる相談対応や研修についても継続することが報告された。

令和 7 年度はスクールロイヤーへの相談件数が 216 件に増加しており、学校現場での法的助言ニーズが高まっている状況も共有された。

---

#### ・次回開催予定

##### 日時（予定）

令和 8 年 8 月 4 日（火）19 時

##### 主な議題（予定）

- 再発防止策の進捗状況
- アンケート見直し案
- 「命に関わる重大事態の手引き」改定状況
- 学校外事案への連携体制整備